

僕も今年で5歳になったよ！月日の経つ

のも早いねー。 



介護保険課認定係

平成28年4月1日

認定調査とつきクン通信（H28第1号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

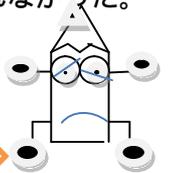
3 - 4 短期記憶

皆さんが書いた特記

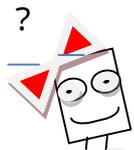
「ペン、消しゴム、ノートを見せて後、5分後に2つの物を見せ、残りは何か聞いたが答えられなかった。

選択肢 「できない」

あのね、この特記で「できない」と言い切れるのかどうか考えてみてね。
確かに調査時にこのような方法でも良いとあるけど・・・ここは、調査直前に何をしていたのか答えられるのかどうか、またテキストのP105にもあるように、日頃の状況はどうなのか、両方の記載が必要だよ。その内容によっては「できる」も考えられるからね。この場合、誰が読んでも「できない」と判断できる特記が必要だよ。

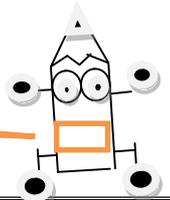


？



もしかして質問が足りなかったのかな？
のように聞けば良かったのだろうか・・・

そうだね・・・品物の提示での確認で「できない」と判断した場合でも「日頃から、何でもすぐに忘れて、覚えられない状況がありますか」とか・・・定義に書いてある状況を聞き込むことが大事だね



どこが《あいまい》だったのか

日頃の状況の記載がないため、たまたま答えられなかった・・・との判断もできる

【お願い】

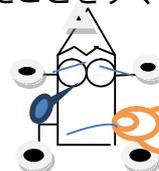
品物を提示しての確認は、他の方法では判断ができない場合（例・独居等で、確認が難しい）としてください。

問い合わせた結果以下の特記に修正されました

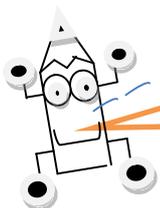
『ペン、消しゴム、ノートを見せて後、5分後に2つの物を見せ、残りは何か聞いたが答えられなかった。家族に日頃の状況を聞いたところ、自分が言ったことや、やったことをすぐに忘れることはないとのこと。「できる」とした』 選択肢 「できる」



なんとなくわかったような。
最後まで、判断した根拠を書ききる事が大事なのね。皆さん、頑張ろうね！！



お願いしますね。
今年度は問い合わせが減るといいなあ・・・



問い合わせの頻度が高い項目だよ。
一緒に考えてね。



介護保険課認定係

平成28年5月1日

認定調査とつきクン通信（H28第2号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

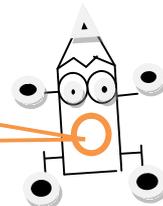
1 - 5 座位保持

皆さんが書いた特記

「自分の手・杖で支え、椅子に座ることはできるが、腰痛ひどく2・3分毎に痛みがはしり、立つ・座るの動作を繰り返す。」

選択肢 できない

見たままの状況を書いただけでは駄目だよ！
定義は10分間程度座位が保持できるかどうかだよね。



調査の時、腰が痛くて・・・と話されていたので、「手を離して・・・とか背もたれに背中をつけないで・・・10分間程度座ってもらえますか」とは、言えなかったわ。

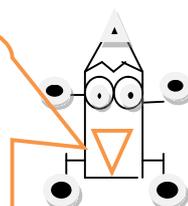


気持ちはよくわかるよ。本人に「できない」と言われてしまうと、それ以上行なってもらえないよね。

動作確認が行えない場合は

1. 確認動作が行えない理由や状況を確認する。
2. 過去1週間でより頻回な状況や日頃の状況で確認する。

聞き取った内容・選択根拠等を具体的に「特記事項」に記載してね。



どこが《あいまい》だったのか

日頃の状況の記載がないため・・・

食事やトイレでの座位の状況や通院時の状況次第では、10分の座位できているのではないかと判断もできる。

問い合わせた結果以下の特記に修正されました

調査時は、腰痛ひどく2・3分毎に痛みがはしり、立つ・座るの動作を繰り返す。日頃、食事の際は椅子に寄りかからないとできない状況との話より、10分間の座位保持は「支えてもらえばできる」とした。

選択肢 「支えてもらえばできる」

わかったわ！質問の仕方も工夫するのね。身体を洗う時・食事の際の姿勢・医療機関での受診時の状況や待合室での状況等を聞いて座位保持を確認するのね。



認定調査員は、定義に沿った聞き方が必要だね





介護保険課認定係
平成28年6月1日

認定調査とつきクン通信（H28第3号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

4 - 4 昼夜逆転

皆さんが書いた特記

「日中寝てしまい夜寝られず、ずっと起きてテレビを見ている。家族はテレビの音で起きてしまい寝不足で心身の負担が大きい。（ほぼ毎日）」

選択肢 「ある」

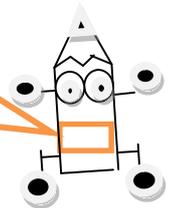
毎日の様に夜起きていている状況から「ある」としたんだね。家族から状況を聞き取っただけでは、不十分だよ。昼夜逆転とする場合の条件の一つに「夜間に何度も目覚める事があり、日中の活動が出来ない場合」とあるよね。



家族は毎日夜寝ることが出来なくて大変な思いをしているし、疲れ切っていると言っていたわ。



家族の大変さはよくわかるよ。でもあくまでも本人の状況なんだよ。そのことによって本人が、日中の活動ができないかどうかで判断するんだ。日中の様子をご家族に確認したかな？



そういえば日中は「寝ている事が多い」と言われたくらいで詳しく聞いていなかったわ。そこをきちんと聞かなければいけなかったのね。



どこが《あいまい》だったのか

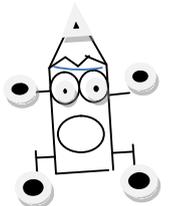
日中の本人の様子の記事がないので本人は日中活動出来ているとも考えられる。例えば、日中寝ていても食事がきちんと摂れていたり、デイサービスに行けていれば活動できない状況とはいえない。又もともと夜型の生活で夜更かしが日常的であれば該当しない場合もある。

問い合わせた結果以下の特記に修正されました

「日中寝てしまい夜寝られず、ずっと起きてテレビを見ている。家族はテレビの音で起きてしまい寝不足で心身の負担が大きい。（ほぼ毎日）週3回のデイ利用時や通院時に家族が何度も起こし、ようやく支度している。デイ利用時の機能訓練や、レク活動に寝てしまい全く参加できない状況がある。」

選択肢 「ある」

結果は同じ「ある」だけどこの特記の書き方なら誰が見ても状況がよくわかるよね。質問の仕方って難しいけど大事だね。





平成28年7月1日

認定調査とつきクン通信（H28第4号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

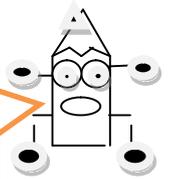
2 - 5 排尿

皆さんが書いた特記

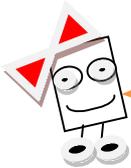
リハビリパンツを使用し自力でトイレに行くも、間に合わずリハビリパンツに失禁してしまう。
リハビリパンツの交換は家族が行っている。

選択肢 「一部介助」

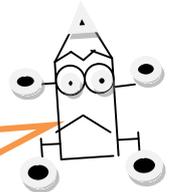
この特記から、一部介助と判断できるかどうか考えてみてね。失禁の頻度が分からないし、間に合わない理由は何かなー。トイレまでの移動？ズボンの上げ下げ等の動作？その内容の特記が必要だよ。



確認したよ、トイレまでの移動に時間がかかり、一日に1回は、失禁するって家族が言っていたけど、それ以外は自分でやっているって。



排泄は一日に何度も発生するし、介助には個人差があるよね。定義にある一連の行為の全てを聞き取らないと判断できないよ。



どこが《あいまい》だったのか

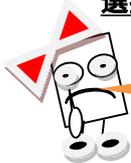
リハビリパンツの交換についてしか記載がないため・・・他の選択肢も考えられる。

問い合わせた結果以下の特記に修正されました

リハビリパンツを使用し、一日7～8回自力でトイレに行くも、歩行不安定で移動に時間がかかり間に合わず失禁してしまう事が一日に1回はある。失禁時は家族がリハビリパンツの交換を行う。失禁時以外の排尿の一連の動作は自分でやっている。頻回な状況から「介助されていない」と判断した。

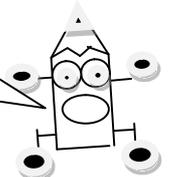
選択肢 「介助されていない」

聞き取りが足りなかったわ。



確認です。特記を書くには「排泄にかかる介護の手間」を確認しないとイケないね。

・排泄方法（トイレ・ポータブルトイレ・オムツ等）・頻度・失敗の有無と介護
また、昼夜の違いや、失敗は失禁だけではなく、トイレの汚染等も確認が必要。





認定調査とつきクン通信（H28第5号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

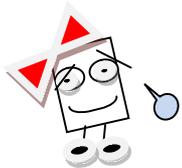
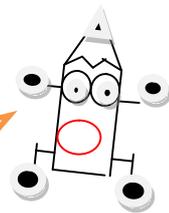
4 - 3 感情が不安定

皆さんが書いた特記

毎日、夫を呼び、痛みや寂しいなどの訴えを繰り返している。常時不安定な様子とのこと。

選択肢 「ある」

定義では 悲しみや不安などにより涙ぐむ、感情的にうめくなどの状況が不自然なほど持続したり、あるいは そぐわない場面や状況で突然笑い出す、怒り出す等、場面や目的から見て不適当な行動の事・・・とあるね。か のどちらの条件に該当するのか考えてみてね。



うーん…。常時不安定だと言われたので「ある」としたけど・・・ の、場面には合った行動をしているし・・・もう少し夫に状況を確認してみるね。

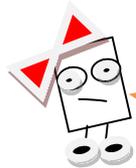
どこが《あいまい》だったのか

の、不適当な行動ではないと判断される。では、 の不自然なほど持続しているのか・・・
について、特記からは判断できない。

問い合わせた結果、以下の特記に修正されました

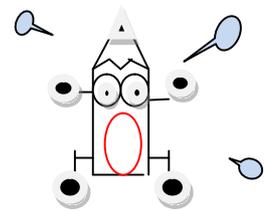
毎日、夫を呼び、痛みや寂しいなどの訴えを繰り返している。夫の話ではその時は落ち込んだ様子が見られ不安定だが、ずっとその状況が持続しているとまではいかないとのこと。特記のみとした。

選択肢 「ない」



不自然に持続しているのか、場面や目的から見てどうなのか・・・なのね。うーん。

そうだよ。何度も言うけど、定義に沿った特記の記載が必要だよ。



暑い中、調査員の皆さん。熱中症には気を付けてね。いつもありがとう



認定調査とつきクン通信（H28第6号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

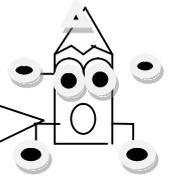
2 - 2 移動

皆さんが書いた特記

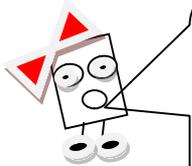
3 m先のトイレまでは、家族の介助で歩くが、5 mは歩けず車椅子移動をしている。

選択肢 「全介助」

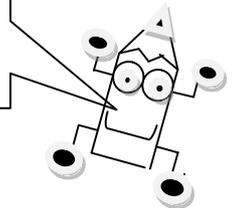
う～ん。歩行（能力）と移動（介助の方法）は情報が重なる事があるね。
トイレへ行く時とその他の車椅子で全介助する頻度はどうなのかな？
食事の時テーブルに行ったり、風呂場に行ったり、居宅内の移動の状況は？



家族の話では、急激に体調悪化し、
ほぼ寝たきり状態。
本人の強い気持ちでトイレだけはベッド
から起き、腰を支えられて行くそうです。
食事はベッド上で食べ、入浴は清拭のみ。
体調を見て、1日1回リビングに行く時
車椅子介助をする位の頻度。



さすが！聞き上手だね。
項目の定義に照らし合わせた
情報整理をすると分かり易い
特記となるよ。



どこが《あいまい》だったのか

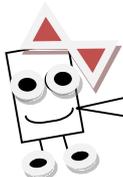
家族がトイレへ介助歩行する回数と、車椅子介助で移動する回数、どちらがより頻回なのかが
わからず、全介助と言えるかの判断ができない。

問い合わせた結果、以下の特記に修正されました

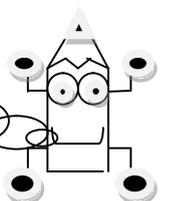
3 m先のトイレまでの移動は、本人の強い希望で腰を支えられ移動している（日に5～6回）。
食事はベッド上で食べ、浴室へは行かず清拭のみの為、車いす利用は体調の良い時に1日1回程度
リビングへ行く時のみである。

選択肢 「一部介助」

とつきクンのアドバイスを
今度の認定調査票に生かすわ～



日常生活での必要な場所への移動に
どのような介助が行われているか。
具体的な状況と頻度の記載が
キーワードだよ





認定調査とつきクン通信（H28第7号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

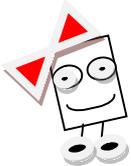
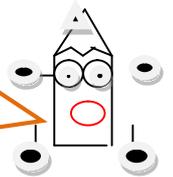
1 - 1 2 視力

皆さんが書いた特記

本人は両方とも「眼が悪くて見えない」と言っていたが、離して見せた視力確認表を見て「人差し指」と答えた。

選択肢 「1m離れた視力確認表の図が見える」

ここは、視力確認表の図を見せて、どの程度見えるかで5つの選択肢から判断する項目だね。「1m離れた視力確認表の図が見える」の選択基準は新聞、雑誌等の細かい字が見えないが1m離れた視力確認表の図が見える場合をいうとあるよ。
具体的にどの程度見えているのか、きちんと聞き取ったのかな。



「眼が悪くて見えない」と言っていたけど、離して見せた視力確認表を「人差し指」と答えられたので「1m離れた視力確認表の図が見える」としたけど・・・新聞や雑誌は興味がないので見てないって言っていたわ。でも本当に細かい字が見えないかどうかは、きちんと確認しなくてはいけなかったのね。もう一度家族に聞いてみるわ。

どこが《あいまい》だったのか

特記ではどの位離して見せているかわからない。1mより近くに置いて見せた場合は「目の前に置いた視力確認表の図が見える」が当てはまる場合もある。普段、細かい字が見えているか、日常生活に支障があるのかも特記からは判断できない。

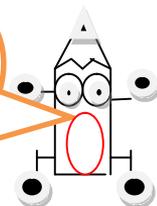
問い合わせた結果、以下の特記に修正されました

雑誌や新聞などの細かい字もなんとか見えている。日常生活に支障がない程度の視力を有していると判断した。

選択肢 「普通」

最初に新聞や雑誌の字が見えるのを確認した上で「見えない」場合に視力確認表でどの程度みえるか確認するのね。

そうだよ。いきなり確認表を見せて判断はしないでね。





介護保険課認定係
平成28年11月1日

認定調査とつきクン通信（H28第8号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

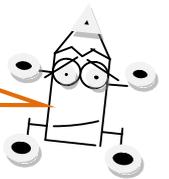
1 - 10 洗身

皆さんが書いた特記

週1回、浴槽につかるのみ

選択肢 「行っていない」

ここは、あくまでも体を洗う行為そのものについて介助が行われているかどうかだよ。自分で体を洗っているか、聞いたのかな。



浴槽につかるのみって聞いたから、洗ってないと思ってそれ以上は確認しなかった。自分で体を洗っているか、もう一度確認するわ。

どこが《あいまい》だったのか

体を洗う行為について特記に記載がないため、「行っていない」と言えるか判断できない。他の選択肢も考えられる。

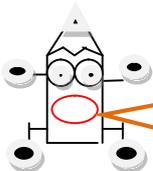
家族に確認したら石鹸は使ってないけど、タオルで体をこするくらいは、自分でやっているって。



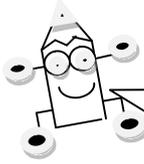
問い合わせた結果、以下の特記に修正されました

週1回本人は湯船につかるのみと言っていたが、家族より石鹸等は使用していないが、タオルで体をこするくらいは自分でやっていると聞き取ったことから判断した。

選択肢 「介助されていない」



浴槽につかるだけ、シャワーを浴びるだけと言われることもあるけど、体を全くこする等していないのか確認が必要だね。そのうえで、体を洗う行為がない場合は「行っていない」を選択だね。なお、介助の方法が不適切と判断した場合は、適切な介助法を選択する。その場合は必ず実際の状況や不適切と判断理由を特記に書いてね。



10月に新規研修修了者と長年調査をしていただいている方を対象にフォローアップ研修を行いました。37名の方が参加して下さいました。お疲れ様でした。



介護保険課認定係
平成28年12月1日

認定調査とつきクン通信

H 2 8 特大号

* 今回の研修の目的は、「模擬審査会を通して特記の書き方を学ぶ」です。
6グループに分かれ、実際の審査会資料を読んでもらい、特記の内容を中心に話し合ってもらいました。又、調査時の質問の仕方や特記の書き方、調査実施及び留意点の再確認、e-ラーニング（厚生労働省・要介護認定適正化事業）にも挑戦していただきました。

模擬審査会 * 皆さんに話し合ってもらった意見の一部を紹介します。

(1 例目・チェックは「全介助」が多いが、特記が少ない方)

- ・ 特記事項が少なく、本人の状態がわからず介護の介入が読み取れない。・ 全介助の内容の特記がない。
- ・ 特記から介護度を変更できる内容が読み取れない。 ・ 出来ない事の特記を書いてほしい。
- ・ 出来る事でも特記を書いてほしい。 ・ 本人の状況や介護の手間が不明等。

(2 例目・体は動くが、特記に認知症状の記載が多くある方)

- ・ 体は動いているが、認知症がある為手間はかかっている事が特記から読み取れる。
- ・ A D L は要介護1でも良いが、認知症の症状の(3群・4群)大変さがわかる。
- ・ 認知症の程度や問題行動についても具体的な行動が明確に特記に記入されている等

いろいろな意見がでたね。



特に質問の仕方や特記の書き方に工夫してほしい項目（審査会で必要とする特記を書く為に）

1 - 5 : 座位保持

「支えが必要」の選択は、偏りが発生しやすい。要支援・要介護1レベルで「支えが必要」の選択は、さらに確認が必要。

日頃の状況・日頃の生活は、ソファーにもたれかかって過ごしているので「支えが必要」と判断するのではなく、日頃の能力で判断する。調査時に背もたれに寄りかかっていたとしても、例えば食事の時や、医療機関の受診時の椅子に「どのように座っていますか」「自分の手で支えれば座っていられますか」等、質問の仕方を工夫することも大切です。調査時に試行してもらい確認しましょう。

1 - 1 2 : 視力

視力確認表で判断するのですが、選択基準に沿ってまずは「新聞、雑誌などの字がみえるか」を聞き、見えないと言われたら「約1m離れた視力確認表の図が見える」から、確認してください。いきなり、視力確認表で判断しないでください。

2 - 4 : 食事摂取

食事摂取にかかる手間は、個人差も大きい為、審査会の判定においては、特記が重要となります。例えば・・・

- ・ ほとんど自分で食べているが、大きな物は食卓で食べやすいように小さくする介助をしている。
- ・ 自分で食べようとするが、2~3口で手が止まる為残りのほとんどを介助している。

どちらも「一部介助」ですが、特記を読んだ印象はかなり違いますし手間も違います。

基本調査のチェックに反映できない固有の情報が、審査会で必要となります。

本当だ、特記の内容でかなり印象が違うね。



2 - 5・6：排尿・排便

排尿・排便は実際の介護において「個人差」があり、一日の中でも何度も発生する介助である為、審査会で介助の手間にかかる議論がされることも多いです。

調査時、細かい聞き取りが必要となります。(排泄方法：トイレなのかオムツなのかポータブルトイレなのか)(頻度)(失敗の有無とその介護)(昼夜の違い) また、失禁やトイレの汚染等も確認し、漏れの無いように丁寧な聞き取りと記載が必要です。

3 - 4：短期記憶

第3群において、もっとも判断が分かれる項目です。

定義「面接調査の直前に何をしていたかを思い出す」能力を試行及び日頃の状況を聞き取ることが基本です。認定調査員テキスト(3品提示)の試行方法をいきなりすることは誤りです。直前の事を質問をしたうえで、確認テストを行ってください。立会者がいる場合は必ず「日頃の状況」も確認し特記に記載してください。

調査実施及び留意点の再確認

うん・うん、なるほど

- ・ 依頼書が届いたら、申請区分や調査場所を確認する。
- ・ 調査連絡先に必ず連絡(連絡先に連絡が取れない場合でも対象者に直接連絡しないで認定係へ連絡する)
- ・ 立会者の都合等で調査が期限内に提出出来ない場合は、遅延理由を電話で認定係へ連絡する。
- ・ OCR作成時、氏名・被保険者番号等の記載間違いのないよう確認する(表・裏共に確認)
- ・ 特記事項をパソコンで作成する際、1件ごとに作成し印刷後はパソコン内の特記は削除する。(パソコン内に特記が何件も残っていると、表と裏の内容が一致しない事や別の人の分を印刷してしまうなど間違える元です)

今回 e-ラーニングを10問行いました。(参加者の半分位が間違えたワースト3の問題です)

- 1・評価軸 「移乗」「ズボン等の着脱」「簡単な調理」はどの評価軸の項目ですか。

介助の方法 能力 有無

- 2・2 - 4 食事摂取 基本調査で、どの選択肢を選択すれば良いですか。

中心静脈栄養のみで、経口での食事は全く摂っていない。(ただし、不適切な状況にはないものとします。)

全介助 介助されていない 見守り等

- 3・4 - 5 同じ話をする()に当てはまる言葉を選んでください。

基本調査の選択肢の選択では、単に同じ話をするのではなく、()か どうかで選択する。

場面や目的から見て不適切な行動がある 介護の手間が発生している 周囲が迷惑している。

正解は(1・) (2・) (3・)

正解できたかな。「全国テスト7」が配信中です。やってみてね。登録まだの方は、認定係へ連絡ください

e-ラーニング、勉強になるからやらないとね。

まとめ

模擬審査会では資料の内容から介護度を決める為に、どのような特記が必要かを皆さんで考えていただけたかなと思います。

今回は6項目について、聞き取り方や特記の書き方等を説明しました。よく特記に「 が全介助」とだけ書いてあり介助の方法や手間が記載されていない事があります。審査会でどのような介助がされているのが手間になっているのかが分からず、一次判定を重度にも軽度にも変更できないと言う事があります。

同じ全介助でも一部介助に近い方や大変な手間となっている全介助もあります。その内容こそが、審査会で必要とする特記となります。項目の定義に沿って、聞き取った内容を整理しその状況を過不足なく特記に記載すること。



認定調査とつきクン通信 (H28第9号)

(H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます)

1 - 4 起き上がり

皆さんが書いた特記

「ベッドを背上げして寝ており、そこから柵につかまって起き上がっている。」

選択肢 「できない」



これで間違いない!

テキストの定義は「寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかの能力」とあるね。平らに寝た状態からは起き上がれないので「できない」としたのかな・・・なるほどね！
でも、テキストP44 6行目に「常時、ギャジアップの状態にある場合は、その状態から評価し・・・」とあるよ。

どこが《あいまい》だったのか

常時、ギャジアップしているのか、たまたまそういう状態であったかが不明。



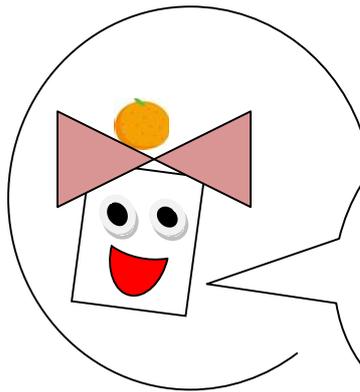
難しいわ・・・。
もう一度聞いてみる・・・。

問い合わせた結果、以下の特記に修正されました

『常にギャジアップした状態で寝ている。その状態からベッド柵につかまって起き上がっている。平らに寝ることはない。』

選択肢 「つかまれば可」

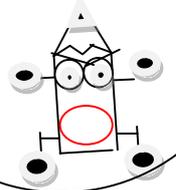
これでいいのね



あっという間にお正月が終わったけど、今年も頑張るわ!

年明け早々の調査は大変だけど一緒に頑張ろうね!

風邪に注意してね。





認定調査とつきクン通信（H28第10号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

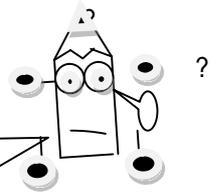
5 - 6 簡単な調理

皆さんが書いた特記

「食材を切る等は本人も行うが、基本は家族が行っている。」

選択肢 「一部介助」

この項目は、炊飯・弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱・即席めんの調理のうち発生している行為を特定して、概ね過去1週間の状況で、その行為に介助が行われているかどうか頻度で判断するということだったよね。



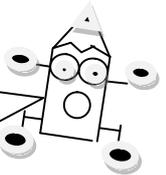
聞き方が悪かったのね。はじめに、

炊飯はだれが、
弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱はだれが、
即席めんの調理はだれが、
と聞かなかったかも・・・！
もう一度確認してみるね。

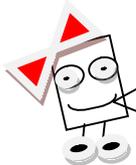


そうだよ。

日常生活で言う「調理」とは
違うんだよ。
だから、「おかずの調理・・・」は
入らないよ。



炊飯も電子レンジでの温めも
家族が行っていると話していたわ。
即席めんはほとんど食べないそうです。



どこが《あいまい》だったのか

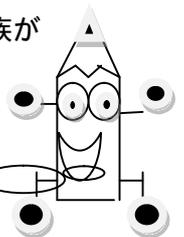
定義にそった特記が書かれていないので、・・・判断ができない。

問い合わせた結果以下の特記に修正されました

「立位不安定の為、テーブルで食材を切る等は行っているが、毎日の炊飯や温め等は全て家族が行なっている。」

選択肢 「全介助」

調査時はテキストの定義にそって
聞き取り、確認しないといけないよ。
特記も同様に定義に沿った記載をしてね





介護保険課認定係

平成29年3月1日

認定調査とつきクン通信（H28第11号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

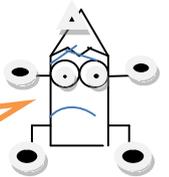
3 - 1 意思の伝達

皆さんが書いた特記

質問に返答できる時もあるそうだが、認知症があり、調査時は何を聞いても「大丈夫です。」と答えた。限定した内容の伝達である。

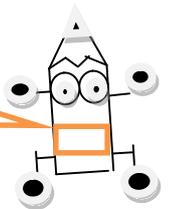
選択肢 「ほとんど伝達できない」

この特記だけで、「ほとんど伝達できない」を選択してるけど、それでいいかな。確かにテキストの P101 にもあるように限定された内容のみ意思の伝達出来る場合は「3.ほとんど伝達出来ない」を選択すると書いてあるね。でも質問に答えられる時もあるんだよね。日頃の状況はどうなのかをきちんと聞き取ったのかな。具体的な様子を聞かなくてはいいけないよ。



うーん。でもこの項目は「能力」の項目よね。調査時の様子を特記に書いて判断したんだけど・・・

確かに「意思の伝達」は能力で評価する項目だけど、他の能力を問う項目とは異なり日常の様子の聞き取りがより大事なんだよ。調査時の状況と日頃の状況の両方特記事項に記載するってテキスト P102 に書いてあるよ。よく読んでみて。



どこが《あいまい》だったのか

特記に「質問に答えられる時もある」との事から、「2.ときどき伝達できる」とも判断できる。

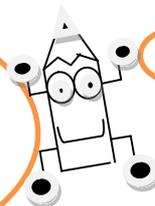
問い合わせた結果以下の特記に修正されました

『調査時は何を質問しても「大丈夫」と答えるだけだったが、日頃は家族等の問いかけに答えられる時や、話そうとしても言葉が上手く出ない時もあるので、「2.ときどき伝達できる」と判断した。

選択肢 「2ときどき伝達できる」



自分の思い込みがあったわ。これからは、テキストを確認しながら書くようにします。日頃の様子もきちんと聞き取るわ！



1年間認定調査のご協力ありがとうございました。来年度もよろしくお願ひします。